

監査報告書

令和7年5月30日

公益財団法人大阪府育英会
理事長 中野 伸一 様

公益財団法人大阪府育英会

監 事 村井 一雅

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について、下記のとおり監事監査を実施したので報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 会計監査について

会計監査人からの監査報告を受け、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）及び収支計算書の適正性を検討した。

(2) 業務監査について

理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を監査した。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、財務諸表等及び収支計算書の適正性について、とくに問題となる事項は認められなかった。

(2) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制については、会計監査人よりの通知のとおり適切であると認める。

(3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失は認められなかった。